

令和3年5月28日

日本製薬団体連合会  
米国研究製薬工業協会  
欧州製薬団体連合会  
一般社団法人日本医薬品卸売業連合会  
一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会  
一般社団法人日本薬業貿易協会

御中

厚生労働省医政局経済課

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び  
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について  
(依頼)

貴団体におかれては、平素から厚生労働行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得や e-Tax による確定申告等で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、あわせて、別添の業界団体・個社の取組の好事例について情報提供をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

- 1) 別添1の通り、呼びかけに係る周知のひな形を用意しましたので、適宜ご活用いただき、傘下企業等へのご周知をお願いいたします。本依頼文書を添付してご周知いた

だいても差し支えございません。

- 2) 周知にあたっては、別添2の業界団体・個社の取組の好事例と併せて、以下のリーフレットの広報素材もご活用いただき、マイナンバーカードの取得促進及び健康保険証利用の利用申込について、理解を促進いただけるよう周知をお願いいたします。
  - ・ リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
  - ・ リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
  - ・ リーフレット「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」
- 3) 令和3年3月までに、QRコード付きのカード交付申請書をカード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、市区町村において、会社等に赴きカードの交付申請を受けつける方式も実施していますので、必要に応じて市区町村のマイナンバーカード担当課にご相談ください。
- 4) 通知の発出は、できる限り速やかに実施していただけますと幸いです。

## 2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。

プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省HP<sup>※1</sup>で公開しています。

なお、加入者データの正確性確保にあたっては、企業等においても、従業員等から提出された資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認いただく必要があります<sup>※2</sup>。貴団体の会員事業者に対し、その旨併せて周知いただくようお願いいたします。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))

※2 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。